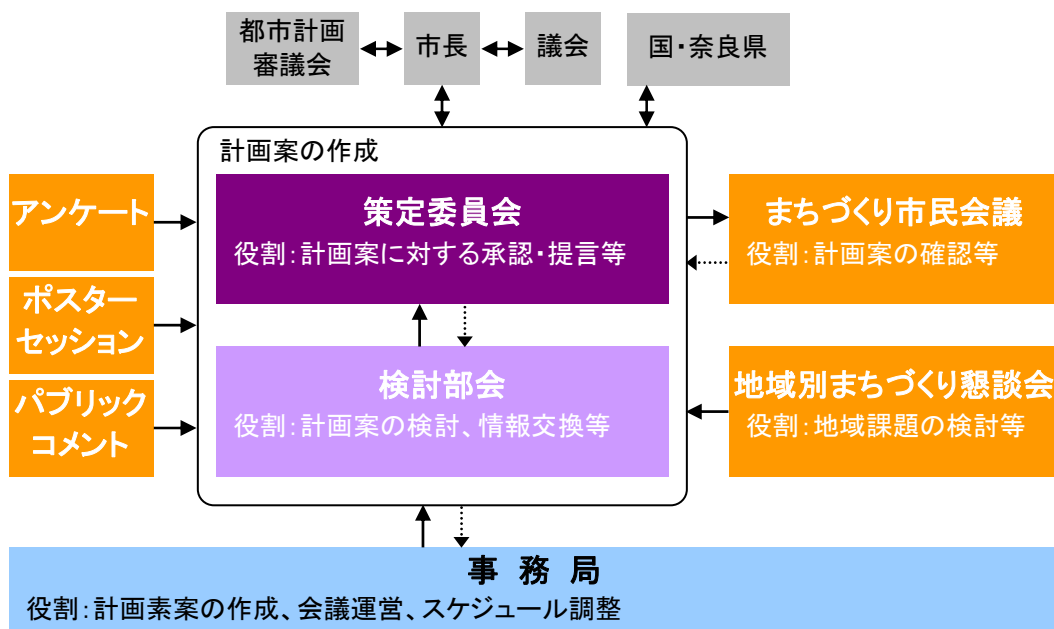


参考資料

I 策定体制と策定経緯

(1) 策定体制

本計画の策定体制については、「策定委員会」と「検討部会」が中心となって計画づくりを行いました。市民の意見を十分に反映するために、「アンケート」「まちづくり市民会議」「地域別まちづくり懇談会」などを適切な時期に行いました。各会議の役割を明確にしながら、市民と行政の協働によって計画づくりを行いました。



(策定委員会のメンバー)

委員長	副市長
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	健康福祉部長
委員	環境経済部長
委員	建設部長
委員	教育委員会事務局長
委員	上下水道局長
委員	市長公室次長
委員	建設部次長

天理市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
天理市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成6年8月）
の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針としての天理市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に係る策定事務を円滑に推進するため、天理市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）都市計画マスタープランの策定に係る事項の調査、調整及び審議に関すること。
- （2）天理市都市計画審議会への都市計画マスタープランに関する諮問案の策定に関すること。
- （3）その他都市計画マスタープランの策定に係る必要事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、上下水道局長、市長公室次長、建設部次長をもって充てる。

（委員長の職務及び代理）

第4条 委員長は、策定委員会を総括する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。



(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定完了までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討部会)

第7条 策定委員会に、効率的な運用及び実務的な観点から検討部会を設けることができる。

2 検討部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は、建設部次長をもって充てる。

4 部員は、委員長が指名する都市計画マスタープランに関係する課等の職員をもって充てる。

5 検討部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会長は、必要に応じて会議に部員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部まちづくり計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

天理市都市計画マスタープラン（第２次）策定まちづくり市民会議設置要綱

（設置）

第１条 天理市の新しい都市計画マスタープランを策定するに当たり、広く市民の意見を取り入れるため、天理市都市計画マスタープラン（第２次）策定まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 市民会議は、天理市の都市計画に関する基本的な方針について、意見交換、討議をし、その結果を市長に提言するものとする。

（組織）

第３条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

（１）１８歳以上の市民で、公募により選出された者 ９名以内

（２）地区に精通した者 １０名以内

２ 委員の任期は、都市計画マスタープラン（第２次）の策定が終了する日までとする。

３ 委員の報酬は、無報酬とする。

（会長及び副会長）

第４条 市民会議に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

３ 会長は、市民会議を総括し、会議の議長となる。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長の欠けるときは、その職務を代理する。

（運営）

第５条 市民会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民会議は、市長が招集する。

２ 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。



3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市民会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、まちづくり計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は平成24年3月26日より施行する。

(2)策定経緯

本計画の策定経緯については、案の作成を「検討部会」で行い、案に対する承認・提言などを「策定委員会」で行うことを通じて策定しました。また、アンケート調査、地域別まちづくり懇談会、まちづくり市民会議、パブリックコメントなどを通じて、住民などの意向を踏まえた計画づくりを行いました。

	計画のステップ	住 民	行 政
平成23年度	ステップ1 ・計画の準備 ・計画の基本的な事項の確認 ・アンケート調査結果の確認 ・課題の確認及び検討	市民アンケート調査 平成23年10～11月	
		高校生アンケート調査 平成23年11月	
			都市計画審議会 平成23年11月29日
			第1回 検討部会 平成24年1月18日
	ステップ2 ・全体構想の確認及び検討		第1回 策定委員会 平成24年1月25日
			第2回 検討部会 平成24年2月28日
平成24年度	ステップ3 ・地域別構想の確認及び検討	地域別まちづくり懇談会 (西中学校区) 平成24年5月14日	
		地域別まちづくり懇談会 (北中学校区) 平成24年5月17日	
		地域別まちづくり懇談会 (南中学校区) 平成24年5月24日	
		地域別まちづくり懇談会 (福住中学校区) 平成24年5月31日	
		第1回 まちづくり市民会議 平成24年6月7日	
			第3回 検討部会 平成24年7月2日
			第4回 検討部会 平成24年7月11日
			第3回 策定委員会 平成24年8月3日
			都市計画審議会 平成24年8月16日
		第2回 まちづくり市民会議 平成24年9月6日	
	ステップ4 ・実現化方策の確認及び検討 ・マスタープラン(案)の確認及び検討		第5回 検討部会 平成24年10月3日
			第4回 策定委員会 平成24年10月22日
		第3回 まちづくり市民会議 平成24年11月5日	
	ステップ5 ・マスタープラン(案)のとりまとめ		都市計画審議会 平成24年11月15日
		パブリックコメント 平成24年12月17日～ 平成25年1月15日	
			第5回 策定委員会 平成25年2月(※)
			都市計画審議会 平成25年2月27日

(※)：第5回策定委員会については、各策定委員との個別の審議によって、マスタープラン(案)のとりまとめを行いました。

II 用語集

本計画で利用しているまちづくりに関わる主な用語について、その意味合いを整理します。

あ行

オープンスペース	都市または敷地内で、建物の建っていない場所のことです。
----------	-----------------------------

か行

街路事業	主に市街地内において都市計画法に基づいた道路などを都市計画事業として整備する事業のことです。
環境ビジネス	地球規模の環境問題を背景として、自然環境の汚染防止、資源の有効利用、新エネルギーの開発、廃棄物の再利用などに役立つ製品やサービスを提供する事業のことです。
換地処分	土地区画整理事業法などによって、従前の土地の権利を消滅させ、その代わりに、従後の土地を与えたり、金銭をもって清算する行政処分のことです。
グリット状	格子縞のように、複数の縦の線と横の線が交差した状態になっているさまのことです。
景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積について、ある一定の制限が定められた地区のことです。
建築協定	地権者間、又は地権者と開発業者の間でかわされる建築に関する建築基準法による協定のことです。
交通結節点	交通結節点は、複数あるいは異種の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことです。
コミュニティバス	交通不便地区における高齢者など、移動に制約のある人の生活交通を確保するために、自治体などが運行するバスのことです。

さ行

市街化区域	「優先的に都市施設を整備し、建物を建てられる区域」として、都市計画で定めた区域のことです。
市街化調整区域	「農地などの環境保全を優先し、建物が建てられない区域」として、都市計画で定めた区域のことです。
史跡	我が国の歴史・文化を正しく理解する上で欠くことのできない学術的価値の高い遺跡や古墳の事で、現状を保護保存するため、現状変更行為を規制しています。
自然環境	人工によらない、自然由来の構成物により形成される環境ですが、本計画では、農地や人工林などの自然的環境も含めるものとします。
集約型の都市 (コンパクトシティ)	都市活動に必要な様々な都市機能を、コンパクトに集約したり、交通ネットワークにより有機的に連携させることで、都市の持続的な発展を目指した都市構造のことです。

人口集中地区(DID)	日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区のことです。
水源涵養機能	主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるため、洪水を緩和すると共に河川の流れを安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように、森林の存在が川の流量や水質を人類社会にとって都合がよいように変えてくれる機能のことです。
生活サービス機能	医療・福祉、買い物をはじめ地域における自立した生活に必要な機能のことです。
生産緑地地区	市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、計画的に保全し、農林漁業と調和のとれたうるおいのある都市環境の形成を図るために定められた地区のことです。

た行

デマンド型乗合タクシー	自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスのことで。
地区計画	身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりをすすめるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定めた計画のことです。
長寿命化	定期的な点検・修繕・改善など施設等の適切な維持管理を行い、施設等を従来よりも長期にわたって有効に利用するための取り組みのことです。
特別緑地保全地区	都市計画区域内における良好かつ有益な自然環境であるものとして、保全を図ることを都市計画で定めた地区のことです。
都市機能	行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のことです。
都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園などの公共施設のことです。
都市計画区域	都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域。自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことです。
土地区画整理事業	道路、公園などの公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のことです。

は行

ハザードマップ	地震や洪水などの自然災害が起きたときの被害予測範囲や危険箇所などをまとめた地図のことです。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことです。
風致地区	樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観を維持するために、建築物や樹木の伐採等の制限を都市計画に定めた地区のことです。
防火地域	市街地における火災の危険性を防ぐために、建物の構造に一定の制限(耐火構造など)を設けた地域のことです。

ま行

埋蔵文化財包蔵地	文化財を包蔵する土地のことです。文化財が埋蔵されている土地を遺跡といい、遺跡からは住居跡などの遺構が見つかります。また、遺跡からは土器や石器などの遺物が出土します。これら、「遺跡」・「遺構」・「遺物」を総称して埋蔵文化財といいます。
街なみ環境整備事業	住宅が密集したり、生活道路等が未整備であったり、住宅などが良好な美観を有していない区域において、街づくり協定に基づき、道路、集会所、公園などの地区施設、住宅や生活環境施設の整備に対して、必要な事業や助成を実施する制度のことです。

や行

優良建築物整備事業	一定割合以上の空地の確保、土地利用の共同化、高度化などに寄与する建築物等の整備に対して、共同通行部などの整備補助を行い、市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給などを総合的に促進する制度のことです。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。

ら行

歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の中でも特に重要となる地区のことです。
歴史的風土保存区域	わが国固有の文化的遺産としての古都における歴史的風土を保存するために必要な区域のことです。
レクリエーション	休養、気晴らしのことです。